

NOx・PM 法車種規制

1. 概要

NOx・PM 法車種規制とは、対策地域内で、トラック・バス等(ディーゼル車、ガソリン車、LPG車)及びディーゼル乗用車に対して、特別のNOx(窒素酸化物)及びPM(粒子状物質)の排出基準を適用して、これらに適合する車両を使用してもらうための規制である。具体的には、平成14年10月1日以降は、排出基準に適合していない車両を対策地域内で新規登録することはできず、また、同日以降は対策地域外で新規登録された排出基準に適合しない車両を対策地域内に移転登録することもできない。既に使用している車両(使用過程車)については、その車種及び初度登録日(新車として登録された日)に応じて定められる猶予期間を超えると自動車検査証の有効期間の更新ができなくなる。今回対象となった入浴車、キャンピングカー、警察車等の特種自動車(8ナンバー車)の猶予期間は、約10年間である。

2. 本件事案に係る、ガソリン車の排出ガス規制の経緯

GVW>2.5 トン	全国規制	平成4年規制 (Z-)： 【NOx規制値】 5.50g/kWh		平成7年規制 (GB-)： 【NOx規制値】 4.50g/kWh	平成10年規制 (GE-)： 【NOx規制値】 4.50g/kWh	
	特定地域 規制		平成5年NOx 法車種規制： 【NOx規制値】 5.0g/kWh			平成14年 NOx・PM法車 種規制： 【NOx規制値】 4.5g/kWh
1.7<GVW ≦2.5トン	特定地域 規制		平成5年NOx 法車種規制： 【NOx規制値】 3.4g/kWh			平成14年 NOx・PM法車 種規制： 【NOx規制値】 2.9g/kWh

注) 「Z-、GB-、GE-」は、排出ガス規制の規制年を表す記号である。